

第1 監査の対象 経済部（産業労働課，観光課，農業水産課），計画建築部（建設総務課，都市計画課，街なみ景観課，開発業務課，建築指導課，公共建築課，住宅課），公益財団法人湘南産業振興財団及び一般社団法人かながわ土地建物保全協会に係る平成26年度（2015年2月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2015年5月29日（金）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青	柳	義	朗
同	中	川		隆
同	柳	田	秀	憲
同	栗	原	義	夫

第4 監査の結果

1 産業労働課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は，労働会館管理運営業務ほか12件で，契約金額133,287,495円，支出済額86,944,084円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，9件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

2月末日現在における補助金の執行状況は，公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金ほか18件で，交付決定額222,504,469円，支出済額157,145,427円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，14件を抽出して補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(3) 使用料の収入は適正か

2月末日現在における行政財産の目的外使用に係る使用料の収入状況は，湘南地域連合ほか6件で，498,171円となっている。

これらが「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」，「同施行規則」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書，納入通知書等を調査した結果，収入済額は適正なものと認められた。

められた。

2 観光課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市江の島岩屋管理運営業務ほか 12件で、契約金額 187,880,643円、支出済額 155,631,720円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

2月末日現在におけるこの課が管理する施設は、片瀬東浜駐車場ほか 9施設となっている。

これらの施設が適切に維持管理されているかどうかについて、公有財産台帳(副本)、附属図面等の調査を行うとともに、4月27日に現地調査をした結果、行政財産の目的外使用に係る手続がとられていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

2月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、公益社団法人藤沢市観光協会ほか 10件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設の借用について

2月末日現在における施設敷地の借用状況は、江の島サムエル・コッキング苑ほか 12件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 観光施設使用料の収入は適正か

2月末日現在における江の島岩屋及び江の島サムエル・コッキング苑の使用料の収入状況は、調定額 171,561,460円、収入済額 170,845,760円となっている。

これらが「藤沢市江の島岩屋条例」、「藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、江の島岩屋入洞料収納日報、同月報、江の島岩屋入洞料・使用料減免申請書、同決定通知書、納付済通知書、収納金通知書(写)等を抽出して調査した結果、使用料の算定に誤りがあるものがある(使用料については免除としているので、

徴収額の変更は生じない。) など事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

3 農業水産課

(1) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は、有機質資源再生センター排出臭気等に係る環境影響調査業務委託ほか 24件で、契約金額 18,989,630円(単価契約分を除く。), 支出済額 15,114,793円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、5件を抽出して業務委託契約執行決裁書, 同契約書, 同部分完了届, 同部分完了検査調書, 支出命令等を調査した結果, 部分払いをするにあたって必要な書類の提出がされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補助金の執行は適正か

2月末日現在における補助金の執行状況は、家畜排せつ物戸別処理施設整備等支援事業ほか 48件で、交付決定額 782,932,374円, 支出済額 358,663,908円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、藤沢市降雪災害緊急支援事業補助金にあつては5件を抽出し、特定事業契約変更仮契約書第4条に規定する補助金及び家畜排せつ物戸別処理施設整備等支援事業にあつては全件について、補助金交付申請書, 同決定通知書, 支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

4 公益財団法人湘南産業振興財団

(1) 藤沢市からの受託事業について

2月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している事業は、大学連携型起業家育成施設支援業務ほか 15件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」, 「公益財団法人湘南産業振興財団契約に関する規則」, 「公益財団法人湘南産業振興財団文書取扱規程」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約書, 事業報告書等を調査した結果, 起案文書の処理において、公益財団法人湘南産業振興財団文書取扱規程に適合していないものがあるなど、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

この法人は、2014年(平成26年)4月1日に新たな産業拠点である藤沢商工会館(ミナパーク)に事務所を移転し、藤沢産業センターの施設運営事業が廃止されたことなどから、より一層の効率的な運営により経費削減を図り、収益力の向上に取り組まれるとともに、公益財団法人に移行したことから、さらなる湘南地域における産業経済発展のための産業支援事業、情報システム事業等の拡大及び新規事業の開拓を進め、中小企業勤労者等の福祉の向上に努め

られたい。

5 建設総務課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

6 都市計画課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

7 街なみ景観課

(1) 屋外広告物許可手数料の収入は適正か

2月末日現在における屋外広告物許可手数料の収入状況は、6,416件で、調定額 5,201,050円、収入済額 4,997,650円となっている。

これらが「藤沢市屋外広告物条例」、「同施行規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、2月分を抽出し、屋外広告物設置等許可申請書、受付台帳、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、4月23日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 消耗品費の執行は適正か

2月末日現在における消耗品費の執行状況(課等において直接購入のための手続を行ったものに限る)は、14件 396,748円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、4月23日に街なみ景観課において現地調査を行い、8件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

8 開発業務課

(1) 開発許可等申請手数料の収入は適正か

2月末日現在における開発許可等申請手数料の収入状況は、2,298件で、調定額 9,749,370円、収入済額 9,744,200円となっている。

これらが「都市計画法」、「同施行令」、「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、開発行為許可申請手数料にあっては67件、宅地造成工事許可申請手数料及びその他の手数料にあっては全件について、申請書、収入済通知書、開発許可台帳、建築許可受付台帳、宅造許可台帳等を照合調査した結果、関係計数は一致し、収入済額は適正なものと認められた。

また、4月27日に窓口での取扱現金を実査した結果、適切に管理されているものと認めら

れた。

9 建築指導課

(1) 建築確認申請等手数料の収入は適正か

2月末日現在における建築確認申請等手数料の収入状況は、1,475件で、調定額 14,941,550円、収入済額 14,941,550円となっている。

これらの手数料が「建築基準法」，「同施行令」，「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、建築確認証明については全件を、その他の申請については2月分を抽出し、建築確認等申請書、収納金通知書及び金銭登録機記録シートを照合調査した結果、関係係数は一致し、収入済額は適正なものと認められた。

また、4月21日に窓口での取扱現金を実査した結果、適切に管理されているものと認められた。

10 公共建築課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

11 住宅課

(1) 市営住宅の管理状況は適切か

2月末日現在におけるこの課が管理する土地及び施設は、26箇所となっている。

これらの管理状況について公有財産台帳(副本)等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

ア 施設の維持管理について

(㊦) 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果、入居の世帯員異動届について提出期限が過ぎた届出があるものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(㊧) 現地調査

4月30日に10箇所を抽出して現地を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

2月末日現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、東日本電信電話株式会社ほか55件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(2) 市営住宅使用料の収入は適正か

2月末日現在における市営住宅使用料の収入状況は、現年度分が調定額 337,455,289円、収入済額 328,039,785円、収入未済額 9,415,504円、収入率 97.2%となっている。また、過年度分は、調定額 11,612,041円、収入済額 2,347,093円、収入未済額 9,264,948円、収入率 20.2%となっている。

ア 収入状況について

「藤沢市市営住宅条例」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書，収納金通知書，納付済通知書等を調査した結果，収入済額は適正なものと認められた。

イ 使用料の決定について

市営住宅の使用料は，公営住宅法施行令で定める入居者の収入に応じた家賃算定基準額に，住宅ごとの立地，規模，経過年数及び利便性の各条件を加味して算定されている。

これら使用料の決定が入居者の収入に応じて適正になされているかどうかについて，市営住宅入居者収入申告書等を 7件を抽出して調査した結果，適正なものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

2月末日現在における委託料の執行状況は，平成26年度藤沢市市営住宅等の指定管理者業務ほか 1件で，契約金額 103,011,000円，支出済額 86,011,000円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」，「藤沢市市営住宅条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，仕様書，基本協定書，支出命令等を調査した結果，仕様書通り一部の報告書について作成等されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

12 一般社団法人かながわ土地建物保全協会

(1) 藤沢市市営住宅に係る指定管理者の業務について

2月末日現在におけるこの法人が市からの指定を受けて実施している市営住宅に係る管理業務は，藤沢市市営住宅等の管理運営業務である。

これが「藤沢市市営住宅条例」，「藤沢市市営住宅条例施行規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，基本協定書，年度協定書，仕様書，事業計画書，業務報告書等を調査した結果，防火管理者が行うべき業務の一部に不十分な点が見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお，4月30日に鵜沼住宅ほか 9箇所を抽出して現地を調査した結果，適切に管理されているものと認められた。